

主権者教育の充実と投票機会の拡充を求める意見書

選挙権年齢が18歳に引き下げられ、平成28年7月、初めての国政選挙が実施された。18歳選挙権の実現は、昭和20年に選挙権年齢が20歳以上の男女とされて以来、70年ぶりの大改革であり、若年層の社会参加、政治参加の推進、民主主義の更なる発展につながるものが、大いに期待されるものである。

平成28年の参議院議員選挙においては、18歳の投票率は51.28%であり、20～24歳の投票率33.21%と比べると比較的高い結果となった。この結果を、導入時の一過性のものとするのではなく、18歳選挙権の実現を契機として、国や地域、社会における現実の課題や争点について自ら考え、判断し、行動する、自立した市民としての能力を育てるための主権者教育を、初等中等教育段階から充実させる必要がある。

総務省と文部科学省は、学校現場における政治や選挙等に関する学習内容の充実を図るとして、副教材等を作成し配布しているが、国は教育現場が安心して主体的、積極的に主権者教育を進めることができるような更なる仕組みづくりを行うべきである。加えて、国は投票機会の拡充に向けて、投票しやすい環境整備に引き続き取り組むべきである。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、主権者教育の充実と投票機会の拡充を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年7月6日

江東区議会議長 榎本雄一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣

} あて